

鳥取県告示第172号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成24年3月21日

鳥取県東部総合事務所長 岡 村 俊 作

| 事業者の名称又は氏名 | 指定に係る事業所の名称 | 指定に係る事業所の所在地 | 廃止の届出を受理した年月日 | サービスの種類 |
|-----------------|-------------|--------------|---------------|----------|
| 株式会社ベルセーヌ | 株式会社ベルセーヌ | 鳥取市千代水四丁目1 | 平成24年2月21日 | 介護予防訪問介護 |
| 特定非営利活動法人のんびり小町 | 在宅援助ホームなでしこ | 鳥取市用瀬町別府84-1 | 平成24年3月5日 | 介護予防通所介護 |